

議案第 37 号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町課設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町課設置条例（平成17年多可町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条「建設課」の次に「建設プロジェクト課」を加える。

第2条建設課の項中第4号を削り、建設課の次に次の1項を加える。

建設プロジェクト課

(1) 公共施設の建設に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多可町議会委員会条例の一部改正)

2 多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建設課」の次に「建設プロジェクト課」を加える。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課</p> <p>企画秘書課</p> <p>財政課</p> <p>定住推進課</p> <p>生涯学習課</p> <p>税務課</p> <p>住民課</p> <p>生活安全課</p> <p>健康課</p> <p>ふくし相談支援課</p> <p>福祉課</p> <p>産業振興課</p> <p>商工観光課</p> <p>建設課</p> <p>上下水道課</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課</p> <p>企画秘書課</p> <p>財政課</p> <p>定住推進課</p> <p>生涯学習課</p> <p>税務課</p> <p>住民課</p> <p>生活安全課</p> <p>健康課</p> <p>ふくし相談支援課</p> <p>福祉課</p> <p>産業振興課</p> <p>商工観光課</p> <p>建設課</p> <p><u>建設プロジェクト課</u></p> <p>上下水道課</p>

現 行	改 正
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課～商工観光課 (略)</p> <p>建設課</p> <p>(1) 道路橋梁河川に関すること。</p> <p>(2) 都市計画に関すること。</p> <p>(3) 地籍調査に関すること。</p> <p><u>(4) 公共施設の建設に関すること。</u></p> <p>上下水道課 (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課～商工観光課 (略)</p> <p>建設課</p> <p>(1) 道路橋梁河川に関すること。</p> <p>(2) 都市計画に関すること。</p> <p>(3) 地籍調査に関すること。</p> <p><u>建設プロジェクト課</u></p> <p><u>(1) 公共施設の建設に関すること。</u></p> <p>上下水道課 (略)</p>

多可町議会委員会条例の新旧対照表

(附則第2項)

現 行	改 正
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務まちづくり常任委員会 7人</p> <p style="padding-left: 20px;">総務課、企画秘書課、財政課、税務課、生活安全課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、会計課、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務まちづくり常任委員会 7人</p> <p style="padding-left: 20px;">総務課、企画秘書課、財政課、税務課、生活安全課、産業振興課、商工観光課、建設課、<u>建設プロジェクト課</u>、上下水道課、会計課、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員の所管に関する事務及び他の常任委員会の所管に属さない事務</p> <p>(2) (略)</p>